

## 広域水害等災害に係る水産業に関する国の支援制度の充実を求める意見書

7月12日の熊本広域大水害は、県内各地に極めて甚大な被害をもたらした。これまでに、25名の死者・行方不明者と3,600棟を超える住家の被災が確認されており、被害総額は、710億円を超えた。

水産業においては、河川から大量の土砂や流木、ゴミ等が流出し、干潟などへの堆積によるアサリなどの大量へい死や、漂流ゴミ等が漁船の航行や操業時に障害となるなどの被害が発生している。このため、漁業者は、海の畑とも言える漁場に大きな被害を受け、生産活動を行うことができず、生計の維持も危ぶまれる状況にある。

今回被害が発生した有明海・八代海は、貴重な自然環境や水産資源の宝庫であり、「宝の海」としてその恵みを後世に継承すべきものである。そのため、県では、有明海・八代海等再生特別措置法に基づき、近隣県との連携、国の協力を得ながら、覆砂事業や生活排水施設の整備など、豊かな海として再生するための取り組みを行ってきた。そのような中で発生した今回の災害は、漁業生産のさらなる低下をもたらしており、漁業者の経営は極めて厳しいものとなっている。

有明海・八代海のような閉鎖性の強い海においては、流出した土砂やゴミ等がいつまでも滞留し、漁業被害が長期にわたり深刻な被害となることが懸念される。しかし、土砂堆積等、漁場環境の悪化やそれに伴う漁家経営への打撃に対し、速やかに対応できる実態に即した制度がないのが現状である。

今回の九州北部豪雨を契機に、漁場における被害を災害としてとらえ、国の支援のもとで、速やかに復旧するとともに、漁業者の経営が維持できるような制度を早急に整備・充実させていくことが必要である。

よって、国におかれては、水産業に対する災害対策として、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 干潟漁場に大量に堆積した土砂や、漁船漁業の操業に支障となる海底に堆積したゴミなどの除去等、漁場環境の復元について、災害復旧の対象となるような制度の改正もしくは同等の支援が得られる新たな制度を創設すること。
  - 2 漁業者みずからが行う漂流・漂着ゴミ等の回収について、海上作業からゴミの処分までの全ての経費について支援する制度を新たに創設すること。
  - 3 被害を受けた漁場の水産資源を速やかに回復させ、再生産につなげるために、漁業者が行う種苗放流などについて財政的支援を行うこと。
  - 4 持続的な漁業経営を支える資源管理・所得補償対策の一層の充実を図るため、漁業共済制度の対象となる漁業の拡大など、有明海・八代海の漁業の実態に即した実効性のある制度となるよう見直しを行うこと。
  - 5 漁業経営を支える資金の円滑な融通を確保するには、担保や保証人が不足する漁業者の信用力を補完する制度の充実が不可欠であり、さらなる信用保証支援事業を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月13日

熊本県議会議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
農林水産大臣	郡司彰様
内閣官房長官	藤村修様